三重県土地家屋調査士会会則第 86 条第 2 項の指定する研修の欠席者に対する指導要領

（目的）

第 1 条　この要領は、三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 86 条第 2 項の指定する研修に欠席した会員に対する措置について必要な事項を定める。

（指定する研修）

第 2 条　会則第 86 条第 2 項の指定する研修は、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士研修制度基本要綱第 2 条の 2 に規定する研修をいう。

（欠席者に対する措置）

第 3 条　土地家屋調査士会の会長（以下「会長」という。）は、会員が当該年度において受講しなければならない研修の受講機会の全てに参加せず、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士新人研修実施要領第 14 条第 2 項又は日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士年次研修実施要領第 11 条第 2 項に定める理由書を期限内に提出しなかったときは、速やかに当該会員に対し、欠席の事由について書面の提出を求めなければならない。

2　会員は、前項の書面の提出を求められた日から 2 週間以内に欠席の事由を記載した書面を会長に提出しなければならない。

3　会長は、必要があると認めるときは、前項の事由を証する書面の提出を求めることができる。

（書面提出に関する対応）

第 4 条　会長は、前条第 1 項の求めに応じない会員に対し、欠席の事由について書面を提出するよう再度求めなければならない。

2　会長は、前項の規定にかかわらず、疾病等の理由により会員本人による書面の提出ができないと認められるときは、当該書面の提出を免除することができる。

（欠席事由ごとの対応）

第 5 条　欠席の事由が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、受講を猶予したものとして取り扱う。

⑴　病気等の健康上の理由

⑵　配偶者並びに三親等以内の親族又は同居の親族の療養看護

⑶　出産及び出産の立会い

⑷　甚大な災害による罹(り)災
⑸　所属する調査士会を変更又は再入会したため、受講できない場合
⑹　その他所属する調査士会の会長が認めるもの

２　欠席の事由が、前項の各号のいずれにも該当しないとき、又は第３条第１項の書面を提出しないときは、会長は当該会員に対し、新たに出席すべき時期を示した上で、当該研修に出席するよう通知しなければならない。

３　前項の通知を受けた会員は、新たに指定された時期の研修の出席を誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。

（会長指導）

第６条　会長は、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、三重県土地家屋調査士会会則第105条の規定に基づき、研修に出席するよう指導しなければならない。

⑴　誓約書を提出しない会員
⑵　誓約書を提出したにもかかわらず、正当な事由なく翌年度における研修に出席しなかった会員

（注意勧告）

第７条　会長は、次の各号のいずれかに該当する会員に対し、三重県土地家屋調査士会会則第106条に基づく注意勧告の手続に付さなければならない。

⑴　前条の会長指導を受けたにもかかわらず、あらかじめ連絡することなく翌年度における研修を欠席した会員（疾病等の理由により、本人による連絡ができなかった場合を除く。）
⑵　前条の会長指導を受けたにもかかわらず、正当な事由なく翌年度における研修を欠席した会員
⑶　前条に規定する会長指導を再三受けたにもかかわらず、これに従わない意思表示をした会員

（要領の改廃）

第８条　この要領の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

（施行期日）

この要領は、令和３年６月１日から施行する。